

## 募集内容等に関する質問への回答

No.	質問内容		回答
33	<p>実施要領2ページ②開設準備補助金について、受託した場合の校外クラブの36,264,000円の支払い時期についてご教示ください。</p>	<p>実施要領P2</p>	<p>プロポーザル審査後、優先交渉権者として決定の上、協議の後、開設準備に係る契約締結時において、受注者の請求に対して概算払いとなります。なお、最終的な検査の結果、収支精算額が委託料を下回った場合には、その精算額をもって委託料とし、受注者は、本市の指示によりその差額を返還することになります。</p>